令和5年1月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響下で、経営負担の軽減及び環境負荷 の軽減を目的とし低燃費タイヤを導入する市内事業者を支援するため、 導入に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定 めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金交付の対象者は、市内に事業所を有する法人又は個人で 事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある者 をいう(農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象)。な お、法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、も しくは常時使用する従業員の数が300人以下であることとする。
- 2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 防府市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
 - (4) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後、同一の内容で補助金を受給しようとする者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

(補助対象事業)

第3条 補助の交付対象となる事業は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の ラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤ、 又はそれと同等の性能を有すると認められるタイヤを導入する事業であって、 次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 導入するタイヤは、未使用品であること
- (2) 導入するタイヤは、補助対象者が事業の用に供するものであること
- (3) 導入するタイヤは、更生(リトレッド・再生)タイヤでないこと
- (4) 防府市に事業所を有する法人又は個人事業主から直接購入すること
- (5) サブスクリプションサービスを利用して低燃費タイヤを導入する場合 にあっては、防府市内に事業所を有する法人または個人事業主が当該 タイヤの装着を行うものであること

(補助対象車両)

- 第4条 補助対象車両は、防府市内に本店がある補助対象者が使用する車両、 又は補助対象者が使用し、自動車検査証において使用の本拠の位置が防府市 内の車両であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用であること
 - (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57 号)第2条第7項に規定する随伴用自動車であること
 - (3) 申請時点で補助対象者が 3π 月以上使用しており、 1年あたり 20, 000 k m以上走行することが見込まれる車両であること

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、低燃費タイヤの購入費用とする。
- 2 補助対象者がサブスクリプションサービスを利用して低燃費タイヤを導入 する場合にあっては、当該サービスにおける低燃費タイヤの費用を補助対象 経費とする。
- 3 前各項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額及び上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年4月28日から 令和5年11月30日までとする。

(要件)

- 第8条 補助対象事業は、次に掲げる全ての要件に該当するものでな ければならない。
 - (1) 第3条に規定する事業であること
 - (2) 第7条第1項に規定する補助対象期間中に完了すること (交付申請)
- 第9条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市低燃費タイヤ導入支援 事業補助金交付申請書(第1-1 号様式、サブスクリプションサービスを 利用する場合にあっては、第1-2 号様式)に必要な書類を添えて市長に提 出しなければならない。

(交付・不交付決定)

- 第10条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付決定通知書(第2-1号様式)により、不適当であると認めるときは防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金不交付決定通知書(第2-2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、必要であれば実地検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項に規定する交付決定通知について必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付)

- 第11条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、 速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、交付決定通知を受けた事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 補助対象期間内において、第8条に規定する要件を欠くことと

なったとき

- (2) 補助対象期間内において、第 10 条第 3 項に規定する条件に違 反したとき
- (3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により取り消しを受けた補助対象者に対し、 補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一 部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第13条 交付決定を受けた事業者は、当該補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかに した帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間当該帳簿および証拠 書類を保存しておかなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告 を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要 な事項は、募集要領等で定める。

附則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別表1 (第6条関係)

補助金の額及び補助上限額

	対象車両	タイヤ1本あたり	1事業者あたり
		補助額	補助上限額
1	軽自動車	2,000円	
2	乗用自動車	5,000円	200,000円
3	貨物自動車等	10,000円	

備考

- 1 タイヤ1本あたりの費用が補助額を下回るときは、当該費用を補助額とする。
- 2 補助対象経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 この表の対象車両については下記のとおり定める。
 - (1)軽自動車 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第一に規定する軽自動車とする。
 - (2) 乗用自動車等 自動車の用途等の区分について(昭和35年9月6日 自車第452号)に定める乗用自動車等(前号の軽自動車を除く)とす る。
 - (3) 貨物自動車等 自動車の用途等の区分について定める乗合自動車等、 貨物自動車等、特殊用途自動車等など乗用自動車等以外とする。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所名 称代表者役職・氏名

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付申請書

防府市低燃費タイヤ導入支援補助金の交付を受けたいので、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円 (千円未満切捨て)

2 添付書類

- 防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金申請内容確認書(別紙1-1)
- · 誓約書 (別紙 2)
- ・ 市税の納税証明書 (滞納のないことの証明書)
- 補助対象車両全ての自動車検査証の写し
- 補助対象車両のナンバープレート及び購入したタイヤの本数が分かる写真
- 直近の確定申告書の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- 納品内容等を確認できる書類(納品書・作業報告書等の写し)
- ・ 経費の内訳及び支払いを確認できる書類 (領収書等の写し)
- ・ 商品のカタログ等の写し(低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを購入した場合)

【該当者のみ】

- 運転代行業保険又は共済証書の写し
- ・ 確定申告書 収支内訳書「減価償却費の計算」の写し

(別紙1-1)

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金 申請内容確認書

年 月 日

1 申請者に関する事項

種別等	□法人 □個人事業者	z.	主たる業のしてくださ		卸売業 建設業 飲食業	小売業 運輸業 その他		
事業所の 所在地	(〒 −)						
主たる事業								
資本金額			円	※	会社以外は	記載不要	Ę	
常時使用す る従業員数		※常時使	人 E用する従	業員	員がいなけ	れば「() 人」	
創業/設立年 月日	(西暦)		年	月	日			
	フリガナ							
担当者	氏名				役職			
	メールアドレス							
	電話番号 (繋がりやすい番号)				FAX 番号			

2 申請内容について

※必ず「記入例」を確認の上、ご記入ください。

(1) 申請金額

①車両区分	タイヤの	型式	②本数	タイヤの購入額	③補助対象経費
ごとのタイヤ1本	メーカー			(税抜き)	(①×②又は③の
あたり補助額					いずれか低い額)
軽自動車			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
2,000円)	小	計	本	円	円
乗用自動車			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
5,000円)	小	計	本	円	円
貨物自動車等			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
10,000円)	小	計	本	円	円
	合	計	本	円	円

(2) 1年間あたりの走行距離(見込み) 【該当者のみ】

※自動車検査証の「自家用・事業用の別」が事業用の車両、自動車運転代行業法第2 条第7項に規定する随伴車両、または自動車検査証に記載されている検査時の走行距離で 1年あたり 20,000 k m以上の走行が確認できる車両については記載は不要です。

車両の	起算日				起算日時点の	申請日時点の	1年あたりの
ナンバー					走行距離	走行距離	走行距離(見込み)
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所名 称代表者役職・氏名

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付申請書

防府市低燃費タイヤ導入支援補助金の交付を受けたいので、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円 (千円未満切捨て)

2 添付書類

- ・ 防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金申請内容確認書(別紙1-2)
- · 誓約書 (別紙 2)
- ・ 市税の納税証明書 (滞納のないことの証明書)
- ・ 補助対象車両全ての自動車検査証の写し
- ・補助対象車両のナンバープレート及び購入したタイヤの本数が分かる写真
- 直近の確定申告書の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ サブスクリプションサービスに係る契約書等の写し
- ・ 契約車両及び毎月の支払額を確認できる書類
- ・ 納品内容等を確認できる書類(納品書・作業報告書等の写し)
- ・ 低燃費タイヤ本体の価格が確認できる書類 (請求書等の写し)
- ・ 商品のカタログ等の写し(低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを購入した場合)

【該当者のみ】

- 運転代行業保険又は共済証書の写し
- ・ 確定申告書 収支内訳書「減価償却費の計算」の写し

(別紙1-2)

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金 申請内容確認書

年 月 日

1 申請者に関する事項

種別等	□法人 □個人事業者	Ž	主たる業種	建双未	小売業 製造業 運輸業 サービス業 その他 ()
事業所の 所在地	(〒 −)			
主たる事業					
資本金額			円 ※	会社以外は	記載不要
常時使用す る従業員数		※常時使	人 I用する従業	員がいなけ	れば「0人」
創業/設立年 月日	(西暦)		年	月 日	
	フリガナ			411 -411	
	氏名			役職	
担当者	メールアドレス				
	電話番号 (繋がりやすい番号)			FAX 番号	

2 申請内容について

※必ず「記入例」を確認の上、ご記入ください。

(1) 申請金額

①車両区分	タイヤの	型式	②本数	タイヤの費用	③補助対象経費
ごとのタイヤ1本	メーカー			(税抜き)	(①×②又は③の
あたり補助額					いずれか低い額)
軽自動車			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
2,000円)	小	計	本	円	円
乗用自動車			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
5,000円)	小	計	本	円	円
貨物自動車等			本	円	円
(タイヤ1本			本	円	円
あたり補助額			本	円	円
10,000円)	小	計	本	円	円
	合	計	本	円	円

(2) 1年間あたりの走行距離(見込み) 【該当者のみ】

※自動車検査証の「自家用・事業用の別」が事業用の車両、自動車運転代行業法第2 条第7項に規定する随伴車両、または自動車検査証に記載されている検査時の走行距離で 1年あたり 20,000 k m以上の走行が確認できる車両については記載は不要です。

車両の	起算日				起算日時点の	申請日時点の	1年あたりの
ナンバー					走行距離	走行距離	走行距離(見込み)
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km
	令和	年	月	日	km	km	km

誓約書

年 月 日

必ず内容を確認し<u>署名また</u> は<u>記名・押印</u>をお願いしま す。

氏名

印

※法人は社名及び代表者名

※氏名がゴム印の場合は代表者印の押印を お願いします。

以下の内容を了承します。

- ① 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。
- ② 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- ③ 私は、同一のテーマ・内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる 団体からの補助金交付決定(採択含む)を受けていません。また、 今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。
- ④ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ⑤ 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。

 防商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長名

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 要 件

 防商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長名

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業について、不採択となりましたので、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。

第3号様式(第11条関係)

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金請求書

	百	+	万	千	百	+	円
金額							

内 訳 防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付要綱第 11 条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合
金融機関	支所・支店・出張所
口座番号 種 別	1:普通2:当座
フリガナ	
口座名義	